

道路占用料に關する訴願

却下に就いて

徳 崎 香

鳥取縣鳥取市田中平藏外三十二名より道路占用料の金額が多過ぎると云ふ訴願が内務大臣に提出せられてゐたが、此の程右訴願の却下があつた。一般の参考の爲に其の内容を説明し、私見も述べて見度いと思ふ。

訴願の要旨は「昭和八年六月十四日付鳥取縣鳥取土木出張所收支命者ヨリ告知セラレタル縣道路占用料納額ハ不服」なりとし其の理由及要求として

鳥取縣令第二十二號ニ依レハ從來ノ慣行ニ依リ國道又ハ府縣道ヲ軒檐突出ノ爲メ占用スルモノハ整理期間後

猶豫出願ヲナセシ場合ハ訴願人等ニ關係アル一等地ニアリテハ一坪一ケ年四圓以内ノ標準ニヨリ占用料ヲ徵收スルモノトストアリ訴願人等ノ見解ニ依レハ一坪カ四圓以内テアレハ五合ノ場合ハ二圓以内テアリ一合ノ場合ハ四十錢以内テアラネハナラヌ。毫モ一坪未滿ノモノヲ一坪ニ繰上ケ徵收スヘキ理由ナキモノト思考ス然ルニ鳥取縣當局ハ左表(イ)(ロ)記載ノ如ク一坪未滿ノモノヲ一坪ニ繰リ上ケタル計算ニ於テ納額告知セラレタルハ固ヨリ不當タルヲ免レス結局算定ヲ誤リタルモノト言ヒ得ヘシ。依テ訴願人等ハ鳥取縣令第二十二號ニ依ル一坪一ケ年金四圓以内ノ占用料ヲ基礎トシ

市町村等級表

一坪未満ノモノヲ一坪ニ繰リ上クルコトナク左表(ハ)記載ノ如ク所要許可坪數ニ割當算出シタル占用料納額告知ノ御訂正アランコトヲ要求スル所以ナリ(左表略)

とある。其の問題の鳥取縣令第二十二號とは次の如きものである。

のである。

鳥取縣令第二十二號(昭和四年四月一日施行)

國道府縣道軒檐占用整理ニ關スル件

舊來ノ慣行ニ依リ國道又ハ府縣道ヲ軒檐突出ノ爲メ占用スル者ハ本令施行ノ日ヨリ滿一ケ年以内ニ整理スヘシ特別ノ事由アリテ此ノ期間内ニ整理シ難キ者ハ其ノ事由ヲ具シ猶豫ノ出願ヲナスト共ニ大正十四和十一月本縣令第四十三號道路路占用規則ニ基キ占用ノ出願ヲナスヘシ。此ノ場合ニ於テハ左記標準ニ依リ占用料ヲ徵收スルモノトス。

國道府縣道軒檐占用料標準

單位等級	一等地	二等地	三等地
一ケ坪	四圓以内	二圓以内	一圓以内

一等地	鳥取市米子市東伯郡倉吉町西伯郡境町
二等地	町制施行地及之ニ準ズベキ村
三等地	一二等地以外ノ地

二

之に對する鳥取縣知事辯明の要旨は

(一) 右納額告知書は收支命令者カ許可指令(切取猶豫及道路占用許可の指令を指稱す)ニ基キテ發行シタルモノニシテ納額告知自體ニ何等不當又ハ違法ノ廉ヲ存スルコトナシ右許可指令ニ不服ナキ限り納額告知書ニ付不服ヲ主張スルノ理由ナシ

(二) 假ニ訴願人等ノ主張スル處ハ納額告知ニ對スルモノニ非スシテ右許可指令ニ對スル不服申立ナリトスレハ六十日ヲ經過シタルモノナルヲ以テ訴願法第八條第一項ニ依リ訴願スルコトヲ得ス

(三) 更ニ一步ヲ讓リテ訴願カ受理セラルヘキ事由アリ

トスルモ、右不服ハ行政處分ノ當不當ヲ論スルモノニ
アラスシテ其ノ違法處分ヲ難スルモノナリ。而シテ道
路法第五十七條第二項ニ依レハ「本法ニ依リ行政裁判
所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願
スルコトヲ得ス」ト定メ且第五十八條ハ「本法又ハ本
法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣
又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラ
レタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」ト
規定シタルヲ以テ本案ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ
要シ主務大臣ニ訴願スヘキ事項ニ屬セス。

(四) 次ニ數歩ヲ讓リテ訴願人等カ許可指令ノ不當ヲ主
張シ得ヘク且受理セラルヘキモノト假定シテ考フルニ
昭和四年鳥取縣令第二十二號カ疑義ヲ生スルノ餘地ヲ
存シタルハ爭ハス本縣令ノ適用ニ際シテハ當初ヨリ疑
義ヲ生シタルモ從來ヨリ一貫シテ本縣ニ於テハ道路、
河川及其ノ附屬物ノ占用料並道路、河川國有產物採取
料等ニ付總テ單位未滿ノモノハ之ヲ單位料金ニ依リテ

徵收シ來リタルト且凡ソ法令ノ解釋ハ條理ニ反セサル
限り法規ノ精神ヲ汲ミテ之カ發揚ヲ決スヘク昭和四年
鳥取縣令第二十二號ハ其ノ主旨トスル處道路占用ヲ許
可シテ占用料ヲ徵收スルニ存セス速ニ軒檐ノ整理ヲ爲
サムトスルニ在リ軒檐突出ニヨル道路占用料ヲ他ノ方
法ニヨル道路占用料ニ比シ著シク高額ニ定メタルモ亦
此ノ主旨ニ出スルモノニ外ナラス一種ノ軒檐切取懈怠
金ノ性質ヲ有スルノ點トニ鑑ミ從來ノ實際上ノ取扱ト
右縣令ノ精神トヨリシテ單位未滿ノ取扱ニ付明示ナキ
モ單位一坪、一ケ年トシテ之ヲ不可分のニ解釋シ來リ
タルモノナリ此ノ事ハ右縣令カ「一坪一ケ年ニ付」ト
規定セスシテ特ニ「單位一坪一ケ年」ト規定シタルニ
徵スルモ推測スルニ難カラス。訴願人等ノ主張スル如
ク一坪未滿ノ占用ニ付一坪ニ繰上ゲ占用料ヲ徵收セル
ニ付理由ナキニ非ラス。現在ニ至ル迄着々軒檐整理ノ
實ヲ舉ケツ、アルハ實ニ此ノ點ニ由來スルモノト謂ヒ
テ可ナリ

とあつて克く條理を盡して論述してある。唯最後の(四)の議論は可なり了解に苦しむ節もあるが、其の他は堂々たる辨明であると云つてよからふ。

三

之に對する却下書の内容は次の通である。

右訴願ハ昭和八年六月十四日付鳥取縣鳥取土木出張所收支命令者カ訴願人等ニ告知シタル府縣道占用料納額ハ鳥取縣令第二十二號ニ反シ不當ニ多額ヲ算定シタル旨ヲ主張シ道路法第五十八條ニ所謂道路管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタルコトヲ爭點トスルモノナルヲ以テ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルモノトス依テ同法第五十七條第二項ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノトス

右ノ理由ニ基キ訴願法第九條第一項ニ依リ本訴願ハ之ヲ却下ス

右は昭和十一年十一月二十一日鳥土第三八號を以て却下

せられたのである。却下の理由としては、辯明の第三項を採用したものと云ふことが出来る。即ち、違法の問題なりや否やが争點である場合は訴願は之を提出するも其の裁決は之を拒まれることが明かにせられたものであるから、行政上の争訟に於て先づ其の手段を誤らざるやう心せねばならぬ。

○道路法第五十七條本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

○同五十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

○訴願法第九條 法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背スルモノナルトキハ之ヲ却下ス

四

本訴願を觀て誰しも氣の着くは昭和四年鳥取縣令第二十

二號の規定の不備である。其の不備は辯明第四項に於て管理者自ら之を認むる處である。此の不備なる縣令を如何に解釋すべきやは必ずしも辯明の通りに解せられるに限つた譯ではなく、多分に疑點を存するものである。此の第一に眼に着く問題に觸れないで、訴願事項に非ざるの故を以て却下せられるに至つたに付ては、大體次の順序が考えられる。

先づ辯明第一項の主張は、納額告知に對しては争ひ得ず道路占用許可指令に對してのみ争ひ得べしとの問題であるが、納額告知が行政處分でなくば兎も角、行政處分たる効力あるものである限り之を争ひ得ずとすることは出来ないと思ふ。

次に、辯明第二點は其の前提として道路占用許可指令に對してのみ争ひ得るものとするのであるから、是亦採用し難いものである。

○行政廳ニ於テ同一ノ出願ニ付二回ノ指令ヲ爲シタル場合ニ在リテハ其ノ指令ニ對スル出訴期限ハ最後ニ爲シタル指令ノ日

ヨリ起算スヘキモノトス(明治二五、一二、一五、行判)

残るは辯明第三項の主張たる違法なるや不當なるやの問題である。縣令違反は常に違法であるとは、從來の縣令の内容が必ずしも法規的なものに限られてゐた譯でないから、直には斷言出来ない。殊に本訴願の問題となつてゐる縣令に於ても若干疑點がある。即ち右鳥取縣令は、具體的に現在道路を軒檐突出の爲に占用してゐる者を對照として作られたものであるから、法規ではなく一の行政處分に過ぎないと言ふ觀方もない譯ではない。若し該縣令が行政處分なりとすると、行政處分に反する處分は違法とは言はれないから之が問題となるのである。之に付て行政裁判所の從來の判例を見ると、如斯は違法の問題であるとしたものが相當にある。

○府令ヲ以テ土木工事取締規則ヲ發布シ用水井堰ノ變更工事ヲ爲スニハ府知事ノ許可ヲ受クヘキ旨ヲ規定シタル場合ニ在リテ許可ヲ受ケスシテ爲シタル工事ノ復舊ヲ命セラレタル町村ハ明治二十三年法律第百六號ニ依リ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得(明治三四、七、四行判)

○明治三十三年千葉縣令第三十號ハ公共ノ用ニ供スル用器水路等ニ適用スヘキ趣旨ノモノニシテ其ノ水敷及沿岸所有者ノ如何ヲ問ハス擅ニ變更スルコトハ該縣令ノ許ササル所ナリ(明治三六、一二、七、行判)

縣令を以て行政處分とした判例を拾つて見ると次の如きものがある。

○縣令ヲ發シテ貸座敷營業許可地域ヨリノ地區ヲ除キタルトキハ其地區内ニ於テ營業スル者ハ營業免許ノ取消處分ヲ受ケタルモノニシテ明治二十三年法律第百六號第三ニ依リ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得(明治四二、二二、二、行例)

然し右第三の判例と雖も縣令の法規的性質を否認したも
のではなく、縣令の爲に權利を毀損せられたる者の立場か
ら、該縣令の中に行政處分的效力を含むと言ふことを採用
してゐるに過ぎないと見るのが妥當であらふ。

一體道路占用に關する縣令は道路管理者が道路法第二十
八條に依り規定したものであるから、同法第五十七、八條
に所謂「本法ニ基キテ發スル命令」に該當することは異論
なく、問題は一坪未滿を一坪に繰上げ計算することが違法

處分なりや否やに懸つてゐるのであるが、自由裁量の許さ
れざる本問の場合であるから、違法問題なりと解すべきで
ある。美濃部博士著行政法判例八四八頁に於て次の如く述
べてある。『道路法第五十八條に「本法又ハ本法ニ基キテ發
スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シ
タル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政
裁判所ニ出訴スルコトヲ得」とあつて即ち道路に基く總て
の處分を以て行政訴訟事項と爲すの趣旨を言明して居る。

道路占用料の徴收に付ても此の規定に依り行政訴訟事項た
ることは勿論』であるとし全面的に行政訴訟事項であると
言ふのである。縣令に定めた割合で徴收すべき占用料に關
しては自由裁量の餘地はないと考えられるから、此の説の
結論は本問に關する限り首肯出来る。

五

扱て本件は當、不當の問題でなく違法なりや否やの問題
であるとすれば、道路法第五十八條に於て次に残るは「權

利ノ毀損」に該當するや否やの問題である。権利の毀損とは、單に法律上與えられたる權利、利益を侵害せられたる場合に限らず、違法に義務を課せられ又は義務の免除を拒絶せられた場合をも含むのである。從て、違法に過重の占用料を決定せられたる場合亦權利の毀損の該當することゝなる。

斯く解し來り本訴願の内容が行政訴訟を許されたものとすれば、道路法第五十七條第二項に依り訴願としては内容の審査に入ることを得ないことゝなる。從て却下の外はなかつたものであらふ。訴願者に對しては最高監督官廳に訴願し乍ら、斯る事情で却下せられるのは甚だ氣の毒であるが如何とも致し難い。殊に訴訟事項なりや訴願事項なりやが必ずしも明確ならざる道路法第五十八條に於て一層氣の毒である。之に對しては行政訴訟の許されたものを訴願せざるやう注意が肝要であるが、一方救済を仰ぐべき途を素人によく判るやうに明にした立法が望ましい次第である。

初春の祕園氷に石を打つ

名も知れぬ小鳥群れ飛ぶ初日哉

初夢や女郎蜘蛛の園にかゝりたる

野の中の停車場に入る初荷かな

七五三くゞる大門の夜氣迫り來し

夜業疲れの足とほく／＼とお元日

梅一木を配して袖の住ひかな

初乗りの馬乗り捨てゝゴルフ哉

高かく／＼と露けき竹や門かざり

南天に雪少しあり初雀

賀状うつたかき政事始めの机かな

クリスマス飾などあり初日影

紅蛇樓

蘭舟

巴藤